

■手順の詳細【採用予定者用】

(1) 「令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」 … 提出書類（2ページあり）

P. 1) 令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

P. 2) マイナンバー（個人番号）制度運用に伴う本人及び扶養親族等のマイナンバー提供のお願い

○本手続きは、次の2種類の手続きを兼ねるものとなりますのでご承知置き下さい。

- ・「令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出
- ・マイナンバー制度運用に伴う職員及び扶養親族等のマイナンバー収集

【利用目的】源泉徴収票・法定調書作成事務、健康保険・年金届出事務、国民年金第3号被保険者届出事務、労働保険届出事務（雇用保険、労災保険関係）、財形貯蓄関連事務、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給にかかる事務、その他上記事務手続きに関連する事務

[手順①]

○「令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の上段部分、氏名、生年月日、住所をご記入ください。

- ・本人にかかる税控除事項や、扶養親族がある方については、「記載例」等を参考に、該当箇所を記入して下さい。

○次に「令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の本人の氏名欄下及び扶養親族等の氏名欄横にマイナンバーを朱書きで記入してください。マイナンバーは、「マイナンバーカード（個人番号カード）」、平成27年11月頃、国の機構から送付された「通知カード」、又は令和2年5月25日出生等によりマイナンバーが付番された場合は「個人番号通知書」に基づき間違いのないよう正確に記入して下さい。

《採用予定者本人のマイナンバーについて》

- ・本人の「マイナンバーカード」、「通知カード」の写しの貼付が必要となりますのでご用意下さい。なお、マイナンバーカードの場合は両面の写しの添付が必要です。

[手順②]

○上記手順①を記入後、P. 2「マイナンバー提供のお願い」用紙の下段部分に本人分のみのマイナンバーカードの写し（マイナンバーカードの両面）、通知カードの写し（マイナンバー記載の面のみ）を貼付して下さい。

※扶養親族にかかる写は貼付しないでください。

※貼付にあたっては、のり、セロテープ等を使用し、固着して下さい。